

自己資本と リスク管理の状況

新BIS規制への対応状況など
金融機関の信頼の源ともいえる
自己資本の充実やリスク管理の状況
について紹介しています。

自己資本の状況.....16

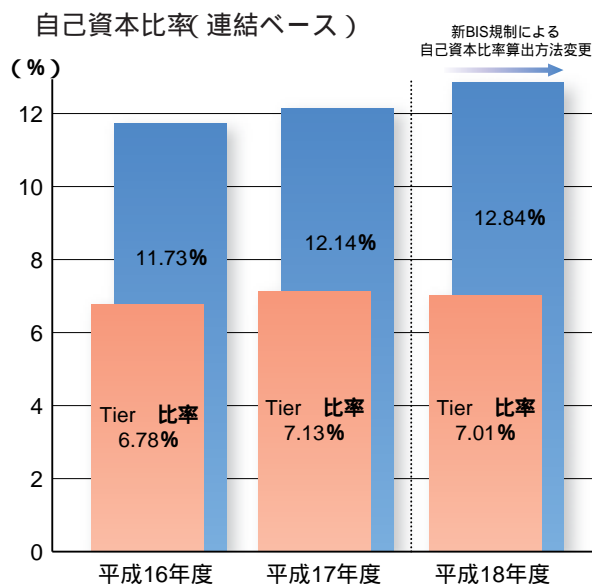
農林中央金庫のリスクマネジメント.....18

自己資本の状況

強固なメンバーシップを基盤とする充実した自己資本

自己資本比率の状況

当金庫では、系統団体やお取引先の多様なニーズにおこたえしていくため、また、グローバルマーケットにおいて多種・多様な運用を行い、収益規模の拡大・安定化を図るため、自己資本の充実を経営の重要課題として位置付け、取り組んでいます。平成19年3月末における当金庫の自己資本比率は、連結ベース(連結対象社数13社)で12.84%、単体ベースで12.84%となりました。



自己資本の充実と業務基盤の拡充

当金庫は、平成18年9月28日にユーロ市場において、海外特別目的会社による総額約3,427億円(発行時点)の期限付劣後債を発行しました。この資本調達には、金融機関を取り巻く競争環境が激化するなかにおいて、当金庫として一層の運用力の強化、磐石な運営体制の実現を図っていくために、さらなる自己資本増強を進めていくことが必要と判断し実施したものです。

今回、資本調達を目的とする当金庫100%子会社の海外特別目的会社が、ユーロ、ポンド、円の3種類の通貨による期限付劣後債券を発行し、国内外の機関投資家に販売を行っています。この期限付劣後債券は、当金庫の自己資本比率計算において、補完的項目(Tier 2)として資本に参入することが可能であり、これにより自己資本の増強が図られました。

また平成19年度には、自己資本の充実に関する国際的な金融市場における要求水準を満たし、さらなる強固な財務基盤を確立していくことを目的として、会員からの約5,000億円規模の後配出資増資および約4,000億円の永久劣後ローンの借入を実施することについて準備を進めています。あわせて、既往の期限付劣後ローン5,216億円についても平成19年度中に繰上償還を実施することとして準備を進めています。

当金庫としては、今後とも経営の健全性を確保しつつ、系統団体やお取引先、内外マーケットのニーズと信頼におこたえしていくため、自己資本について、質・量の両側面から充実を図っていくことが重要と考えています。そのため、系統団体のご理解とご協力を得ながら、内部留保の増強に努めるとともに、資本充実のための諸施策について検討のうえ、必要に応じ実施していくこととしています。

強固な資本基盤

当金庫は、米国の2大格付機関であるスタンダード&プアーズ社とムーディーズ社から格付を取得し、国内金融機関ではトップクラスの評価を得ていますが、系統組織のメンバーシップによる強固な資本基盤を有していることが、その主因の1つとなっています。なお、金融機能の回復や信用供与の円滑化の目的から、これまで大手行などに対して公的資本注入が実施されてきましたが、当金庫は、自己資本の状況などを踏まえ、現在まで公的資本注入の申請は一度も行っておりません。

自己資本調達手段の概要

当金庫の資本金は、以下の内容の出資金により構成されています。

	普通出資	優先出資
出資者	農林中央金庫法に定められた会員	定めなし
議決権	あり	なし
額面・発行形式	100円・額面発行	100円・時価発行
出資配当	決算総会にて配当率を決定。優先出資の優先配当実施後に配当。普通出資配当実施の場合は優先出資参加配当を実施。 平成18年3月期配当率4% 平成19年3月期配当率4%	うち 後配出資 決算総会にて配当率を決定。配当順位は普通出資に同じ。定款により普通出資配当よりも低位配当とするものと規定。 平成18年3月期配当率1% 平成19年3月期配当率2%
		決算総会にて配当率を決定。優先出資配当は優先配当および参加配当により構成。参加配当は普通出資配当と同順位。 平成18年3月期配当率11% 平成19年3月期配当率11%

農林中央金庫のリスクマネジメント

リスク管理への取組み

金融機関経営の要諦は、経済情勢や金融市場の変動のなかでさまざまなリスクと向き合い、収益の確保やポートフォリオの最適化を実現するとともに、確実なサービスの提供や財務の健全化を通じて社会的に高い信頼性を維持していくことにあります。

とりわけ、当金庫は、農林漁業系統の中央機関として、収益や機能面での還元と磐石な財務基盤の構築を使命とし、これを実現していくため国際分散投資という基本コンセプトのもと多様な資金運用を行っており、リスク管理態勢の高度化は極めて重要な課題となっています。

具体的には、認識すべきリスクの種類や管理のための体制・手法などリスク管理の基本的な体系を定めた「リスクマネジメント基本方針」を制定し、「収益発生を意図し能動的に取得するリスク（信用リスク、市場リスク、流動性リスク）」と「業務活動等に伴って受動的に発生するすべてのリスク（オペレーショナル・リスク）」に分別し、各リスクの特性を踏まえた個別の管理を行うとともに、これらのリスクを計量化手法を用いて総体的に把握し、経営体力と比較して管理する統合的リスク管理を行っています。

統合リスク管理にあたっては、個別のリスクを管理する複数の部署と、これらを統合的に管理する部署を設置し、それぞれの役割と責任の明確化を図るとともに、役員を委員とする協議・意思決定機関において、総体的なリスク量が経営体力（自己資本等リスク許容量）の範囲にあることをチェックする態勢を整備しています。そのもとで機動的なポートフォリオマネジメントを行う協議・意思決定機関を運営することにより、市場の変動や経済環境の変化のなかで、リスク、収益、資本のバランスの最適化を図り、健全性と収益力の向上に努めています。

新BIS規制への対応

平成19年3月期からわが国において適用された新BIS規制（いわゆるパーゼル）は、三つの柱、すなわち、リスク管理の実態をより反映した自己資本比率算定方法の導入（第一の柱）、リスク量に対する自己資本充実度の自己評価と監督当局による検証（第二の柱）、およびこれらに関して適切な市場の評価がなされるための積極的なディスクロージャー（第三の柱）への対応を求めており、当金庫においても、この数年にわたり諸課題に取り組んできました。

特に、信用リスク管理については、従来からの内部格付制度（統計モデルを用いた財務状況などの評価や定性要因の分析などによる取引先などの信用力のランク付け）の充実・活用を図るとともに、各ランクで発生した投融資の毀損実績から取引先等が支払い不能となる確率を推計することによりリスク量を算出する手法を導入するなど、管理の高度化を図ってきています。また、オペレーショナル・リスク（事務の過誤、システム障害、訴訟の発生など業務活動などに伴って受動的に発生するリスク）については、個々の業務に潜在するリスクやその統制状況の網羅的な自己点検（Risk & Control Self Assessment = RCSA）を通じて、管理態勢を強化してきました。平成19年3月期の自己資本比率の計算において、当金庫は新BIS規制に関する農林中央金庫法告示に基づき、信用リスクは「基礎的内部格付手法」、オペレーショナル・リスクは「粗利益配分手法」を採用しています。

自己資本充実度の評価

当金庫は、収益、リスク、資本のバランスがとれた適切な経営管理を行うため、パーゼル委員会最終合意の趣旨を踏まえた、自己資本充実度の評価 (Internal Capital Adequacy Assessment Process = ICAAP) を実施し、自己資本比率算定において分子となる資本だけでなく、分母となる資産 (リスク・アセット) のコントロールを含めた相対的な自己資本管理を行っています。

ICAAPとは、経営目標実現のために直面するリスクを適切に管理し、そのリスクに応じた資本を十分に維持していることを疎明する一連のプロセスであり、このプロセスを通じて多様なステークホルダー (利害関係者) に当金庫の経営の健全性などについて深い理解を得ることをその目的としています。

ICAAPにおいて特に重要なことは、「資本」を「リスク」と比較する観点からのみ捉えるのではなく、当金庫の使命を達成するために必要となる「収益」を加えたトライアングルの関係のなかで認識することであり、三者の適正なバランスによ

り、健全性と収益性を高いレベルで同時に達成することです。

具体的には、「リスク選好」に基づいて定量的に認識されるリスク量が「リスク許容量」と整合的であることを、規制上の自己資本比率管理およびエコノミックキャピタル管理 (後述) の二つのフレームワークを用いて疎明するプロセスを構築しています。

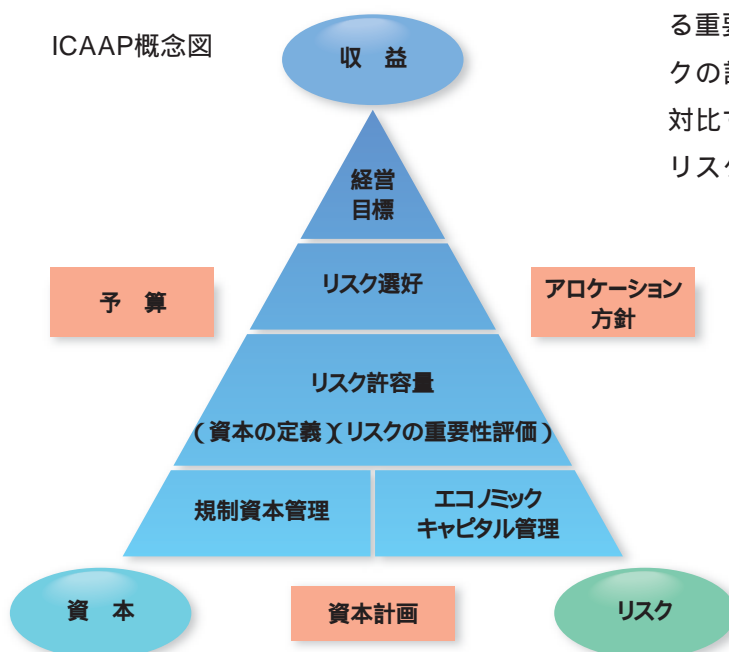
リスク選好

リスク選好とは、当金庫が経営目標を達成するための戦略を遂行していくうえで、とるべきリスクの種類やその規模など、リスクテイクに関する具体的な考え方を示すとともに、リスクをどのような水準でコントロールするのかについても、定性・定量の両面から、連関性のある複数の指標により定めることを意味するものです。すなわち、リスク選好を定めることは、経営目標 (経営戦略)、リスク、資本を一環性のある枠組みのなかで関係付けて認識することになります。

リスク許容量の設定

当金庫では、市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスクなど、当金庫が網羅的に管理する重要なリスクの範囲とリスクの評価方法 (リスクの計量方法) を定めるとともに、管理のために対比すべき「とりうるリスクの最大値」としてのリスク許容量を設定しています。リスク許容量の

設定にあたっては、自己資本を構成する各種の資本が、どの範囲 (性質) のリスクをカバーすべきものであるか、その関係を明らかにしています。



リスク量がリスク許容量と整合的であることの確認

具体的には、「リスク選好」に基づいて定量的に認識されるリスク量が「リスク許容量」を超えていない、および超えるおそれがない状況にあることを確認することです。当金庫では、規制上の自己資本比率管理およびエコノミックキャピタル管理の二つのフレームワークにおいて、チェックポイントを設定して確認するとともに、ストレステストの実施や資本計画の策定などを通じて、より確実に健全性を維持していくこととしています。

チェックポイントとは、さまざまな要因で常に変動する自己資本比率があらかじめ定めた水準以上となるよう、主な変動要因をモニタリングし、早い段階で対応策を検討のうえ実施する仕組みです。具体的なチェックポイントは当金庫のリスク特性を踏まえ、有価証券評価損益のボラティリティなどを勘案して定めるとともに、主たる変動要因である有価証券評価損益の水準を日次でモニタリングすることにより、一定水準以上の自己資本比率を維持する仕組みとしています。

統合リスク管理について

当金庫では、「リスクマネジメント基本方針」を制定し、計量化することで総体的に把握したリスクを、経営体力と比較管理することをリスク管理の中核に据えています。この点を自己資本の充実度をキーとして掘り下げた取組みが、先述した「自己資本充実度の評価：ICAAP」であり、規制上の資本比率管理では対象とならないリスクも含めて、当金庫が直面するリスクを統合的に管理していく仕組みとして「統合リスク管理」を運用しています。その運営の中心的機能を果たしているのが「エコノミックキャピタル管理」です。

すなわち、エコノミックキャピタル管理は、資本

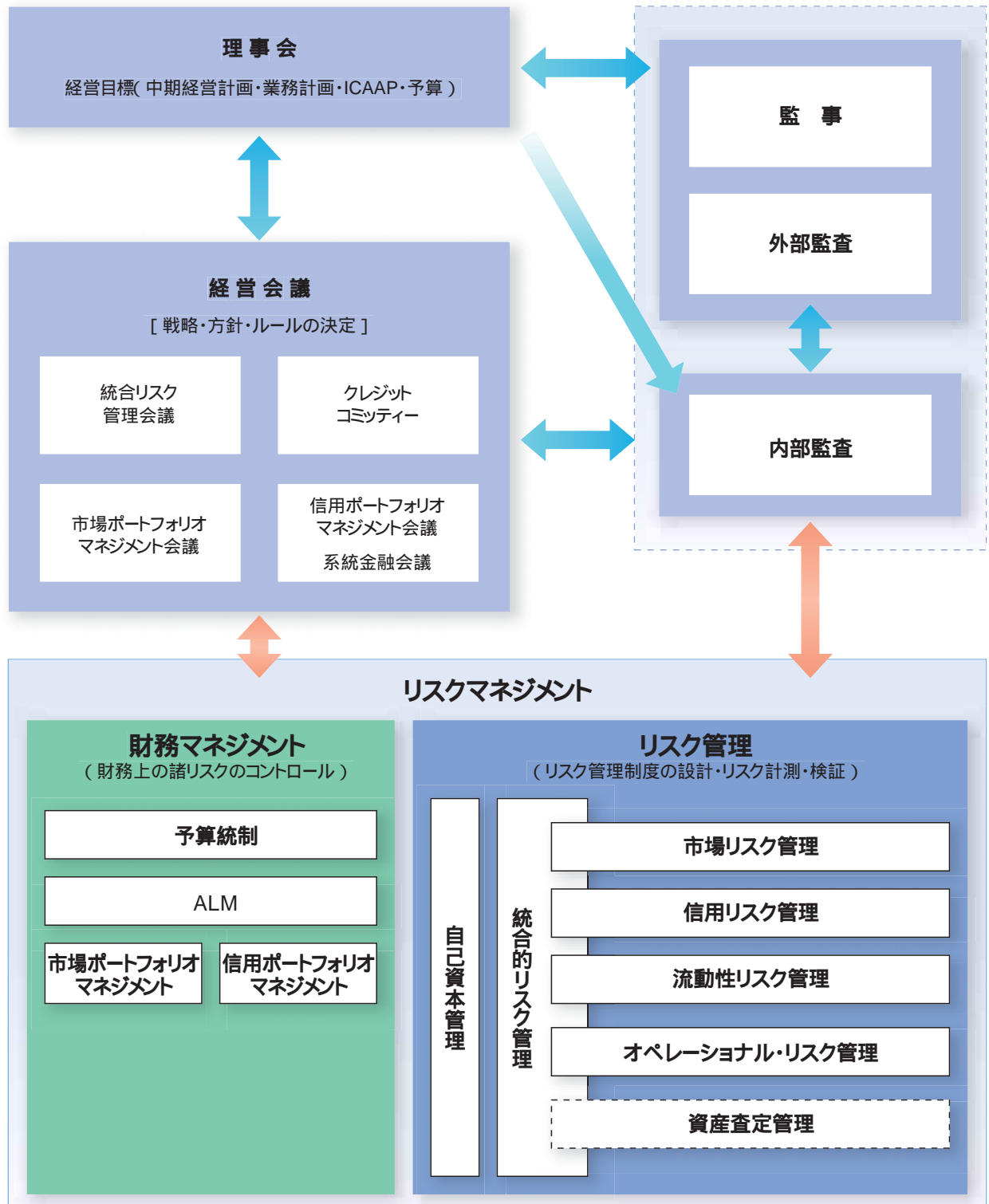
でカバーすべきさまざまなリスクを計量化し、その合計額が特定取引勘定を含め、あらかじめリスク別に配賦されたリスクキャピタルを上限として運用する管理手法です。連結ベースでもそのモニタリングを開始しています。また、従来これらのリスクコントロールは、代表理事を含む理事を主要なメンバーとする市場リスクマネジメント会議、信用リスクマネジメント会議において、協議・決定していましたが、統合的なリスク管理にかかる態勢整備の進展に伴い、平成19年度からは、エコノミックキャピタル管理など統合リスクに関する重要事項、自己資本充実度に関する重要方針など自己資本管理にかかる重要事項の決定機関として、「統合リスク管理会議(議長：統合リスク管理部担当理事)」を新たに設置するとともに、従来からの会議体については、ポートフォリオマネジメント会議として会議体機能を見直しし、役割の明確化や牽制機能の強化を進めました。

エコノミックキャピタル管理においては、期中の市場変動や新たなリスクテイクなどによって変動するエコノミックキャピタル管理上のリスク量(リスクキャピタル)をエコノミックキャピタルの配賦枠に収まるようにコントロールしています。エコノミックキャピタルの配賦原資は規制上の自己資本比率計算におけるTier 1資本を基本としています。コントロールするリスクは、マーケット・リスクを含む市場リスク、信用リスクおよびオペレーショナル・リスクに大別され、国際分散投資のコンセプトを最大限活かすべく、運用資産や担当部署ごとの区分によらず、一体的な配賦・管理を行うなど、当金庫のビジネスモデルに適合した手法を採用しています。また、各リスクへのエコノミックキャピタルの配賦額は、運用方針などに基づき半期ごとに理事会で決定し、ミドルセクションにおいて期中のリスク量の推移を計測・管理しており、定期的に経営層まで報告される体制としています。なお、市場資産については日次でリスク量の管理を行っています。

エコノミックキャピタル配賦にかかる意思決定は理事会で行いますが、事前に統合リスク管理会議において、統合リスク管理の観点からの専門的な協議を行っています。

リスク計測については、市場リスクは、信託区間リスク管理体制

99.50%、保有期間1年のヒストリカルシミュレーション法により計測されたVaR(バリュー・アット・リスク)(29ページ参照)を基本とし、信用リスクは、信託区間99.50%、保有期間1年の格付遷移を基本としたモンテカルロシミュレーション法



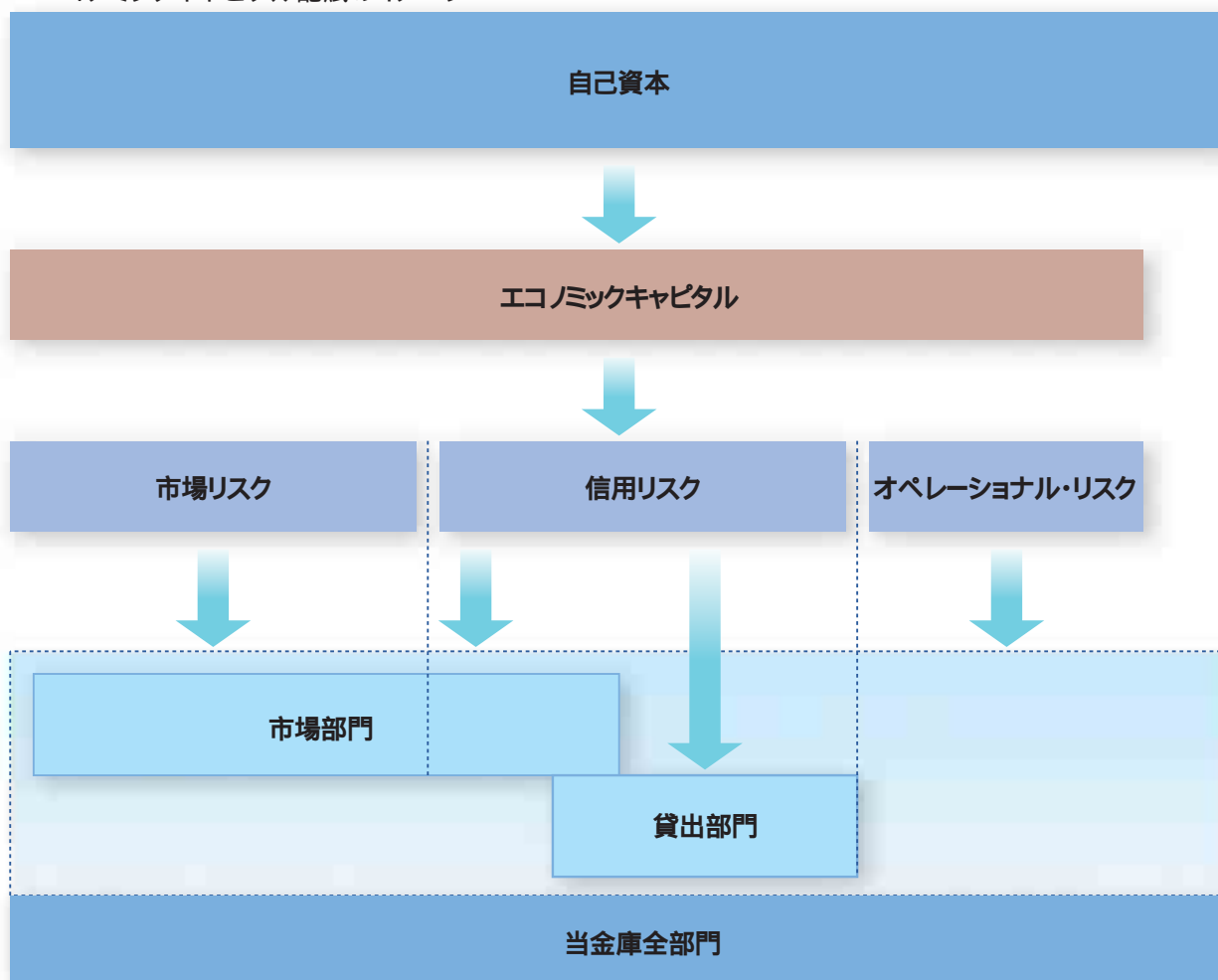
(Mark To Market 方式)により計測されたVaRから期待損失額を控除したものを基本としてリスクキャピタルとしています。オペレーショナル・リスクについては、規制上の自己資本比率管理における粗利益配分手法により計測された所要自己資本額をリスクキャピタルとしていますが、現在損失情報のさらなる蓄積など、計量化についても高度化に向けた取組みを進めています。

こうした取組みを通じ、経営全体での統合的なリスク管理を進め、今後もより一層の高度化に取り組んでいきます。

統合リスク管理と一体になった財務マネジメント

当金庫では、統合リスク管理の枠組みと一体となった形で、健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した財務マネジメントを行っています。とりわけ、市場リスクに関しては、資金収支の静態的・動態的な金利感応度分析や資産価格の金利感応度分析など、さまざまな角度からの分析結果をもとに金融情勢の変化に機敏に対応できる運営体制の構築に努めています。また、債券・株式・為替などの価格変動リスクを考慮したリスク量の計測やストレス状況下を想定したシナリオシミュレーションをALM運営の一環として実施しており、市場の変動が保有資産の価値にどの程度影響を与えるかについて把握することを通じ、柔軟な財務構造の構築に努力しています。

エコノミックキャピタル配賦のイメージ



■ 信用リスク管理

当金庫は、信用リスク取引を経営戦略上重要な収益源と位置付け、貸出などすべての信用リスク資産について、個別審査に加えて信用リスクポートフォリオ全体についても管理するとの観点から統合的なマネジメントを行い、信用リスクに見合った適正な収益の確保を図っています。

信用リスク管理体制

当金庫の信用リスクマネジメントは、経営層で構成される4つの会議体によって管理の枠組みと与信方針が決定され、その大枠の与信方針内でフロント部門が貸出・投資などの執行を行い、フロント部門から独立したミドル部門が信用リスクポートフォリオの状況などをモニタリングして会議体に報告し、さらなる管理の枠組みや与信方針の企画・策定につなげる、というサイクルを中心に成り立っています。

4つの会議体のうち、統合リスク管理会議は内部格付制度、自己査定制度、エコノミックキャピタル管理制度といった全体的なリスク管理の基本的な枠組みを審議し、「信用ポートフォリオマネジメント会議」および「系統金融会議」（議長：企画管理部担当理事）では、信用リスク取引に関する基本方針・戦略を審議するとともに、個別の重要案件または大口案件について対応方針を決定します。また「クレジットコミッティー」（議長：企画管理部担当理事）は、主として各種シーリング制度の設計を審議する場であり、系統金融会議、信用ポートフォリオマネジメント会議で討議される具体的方針などは、こうした制度に従うこととなります。

信用リスクポートフォリオの状況など、モニタリングは、フロント部門から独立したミドル部門であるリスク評価部が行っています。

審査体制

与信審査については、審査能力の強化を進めてきており、系統貸出、一般事業法人・公共法人貸出および非居住者貸出について、それぞれの特性を勘案した専門性の高い審査を行っています。一般事業法人・公共法人などに対する与信審査については、営業企画セクションから独立して審査を行っています。審査部では、当金庫がこれまで培ってきた業界融資のノウハウを活かし、業種別の審査体制をとっています。これは各業種の担当審査役が、債務者や各事業を個別に評価するのみならず、調査機能を活かした同業他社比較などを通じて、よりの確な判断を下すことを可能とする仕組みとして導入しているものです。また、非居住者貸出については、各国の政治経済情勢の分析を行うなど、国内貸出と異なるリスクを考慮したカントリーシーリング制度が機能しており、地域ごとの担当審査役による案件審査とあわせ、適切なリスク管理に努めています。さらに、近年市場が急速に拡大している企業の売掛債権や不動産等を裏付けとするいわゆる証券化・資産流動化商品については、投資商品のストラクチャー審査を専門に行う審査役が、的確なリスク把握に努めるとともに、継続的に投資商品のモニタリング・レビューを行っています。

以上のような審査体制のもと、厳格な審査基準、独自の財務・キャッシュフロー分析手法、事後のモニタリングなどによって、高度な信用リスク管理を行っています。

また、こうした審査手法を強化する一方、適正なポートフォリオの構築に向けて、内部格付に応じた与信限度額を設定し、企業ごとのシーリング管理を通じリスク量のコントロールを行うとともに、内部格付・保全状況に応じて金利設定を行い、リスクに見合ったリターンを確保する取組みを進めています。

内部格付制度

【内部格付制度の概要および特徴】

当金庫においては、農林水産業の専門金融機関としての伝統的な貸出資産に加え、国際分散投資による地域・業種において多様な資産の組み合わせでポートフォリオを構築する経営戦略をとっています。このことから、各エクスポージャーの信用リスクを統合的に管理し、リスクテイクと適切な資本管理を行うことが、収益力の強化および経営の健全性の確保のための基本課題となっています。

内部格付制度は、これらのポートフォリオの信用リスクを的確に評価・計測する統一の基準であり、信用リスクの統合的なリスクマネジメントの中核的なツールとして日常の与信管理やポートフォリオマネジメントにおいて重要な機能を果たしています。

【内部格付制度の構造と利用状況】

当金庫の内部格付制度は、デフォルトしていないエクスポージャーについて10段階、デフォルトしたエクスポージャーについて5段階、合計15段階に区分する構造となっています。内部格付の各ランクには、信用リスクの水準を表す基準が定められています。

なお、運用を委託している一部の資産については、外部の格付機関であるスタンダード&プアーズ社、ムーディーズ社の債務者格付を主要な要素として用いることにより内部格付を付与しています。この場合には、共通債務者の各種格付の比較、デフォルト率による比較などにより、内部格付ランク(1-1等)と上記2社の格付符号(AAA Aaa等)との対応関係を明確に定めています。

エコノミックキャピタル管理においては、信用リスク資産のリスク量を自己資本比率算出と同じデフォルト確率を用いて計測しており、内部格付制度と統合的な運用を行っています。

【内部格付制度の管理と検証手続】

内部格付制度の管理については、理事会で決定する内部格付規程を基本規定として、内部格付の目的、各格付ランクの基準、評価手法および割当ての基準、権限、格付の見直しおよび検証などについて定めています。内部格付規程の下位規定として内部格付制度の設計、運用、パラメータ推計、検証の各分野ごとに具体的な要領を定めて管理をしています。

また、与信部門から独立し、内部格付制度の管理を専門に行う信用リスク管理部署として、統合リスク管理部があり、内部格付制度の管理および検証を担っています。

これに加え、内部監査部署として業務監査部が定期的に信用リスクの管理状況、デフォルト率算定のためのパラメータの推計値の適切性や、内部格付手法実施要件の遵守状況などについて監査を行い、理事会に報告しています。

自己査定

当金庫では、自己査定を毎年3月、6月、9月、12月末を基準として年4回実施しています。

自己査定実施時には、まず内部格付に応じた債務者区分を行い、与信先を正常先、要注意先、破綻

懸念先、実質破綻先、破綻先の5つに区分しています。

次に債務者区分に従い、各債務者に対する個別与信についてその回収可能性により、分類から分類までの4つの資産に分類しています。

内部格付、自己査定および金融再生法に基づく開示債権の関係

内部格付	自己査定			(参考)金融再生法に基づく開示債権
	債務者区分	資産分類	資産区分	
1-1 4 1-2 5 2 6 3 7	正常先	分類	業況良好かつ財務内容に特段の問題がないと認められる債務者。1-1格から4格までが外部格付の投資適格に相当する内部格付	正常債権
8-1 8-2 8-3 8-4	要注意先 其他 要注意先 要管理先	分類	今後の管理に注意を要する債務者	要管理債権
9	破綻懸念先	分類	今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者	危険債権
10-1	実質破綻先	分類	法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの実質的に経営破綻に陥っている債務者	破産更生債権およびこれに準ずる債権
10-2	破綻先		法的・形式的な経営破綻の事实在発生している債務者	

償却・引当の計上基準

自己査定の債務者区分に応じて償却・引当の基準を定めて貸倒引当金の計上および償却を実施しています。このうち正常先・要注意先については、グループごとに過去の貸倒などの毀損実績に基づき算定した予想損失率により一般貸倒引当金を計

上しているほか、要管理先の大口先についてはDCF法により個別に引当額を計算しています。また破綻懸念先以下の債務者については、個別に担保・保証等でカバーされない分類および分類に区分された債権のうち必要な額について個別貸倒引当金の計上もしくは直接償却を行っています。

償却・引当の基準

債務者区分	償却・引当の基準	平成19年3月末引当率
正常先	過去の毀損率をもとに算出された予想損失率を与信総額に乗じた予想損失額を一般貸倒引当金に計上	0.26%
要注意先	信用力に応じてグループ分けを行いグループごとに過去の毀損率を基に算出された予想損失率を与信総額に乗じた予想損失額を一般貸倒引当金に計上	4.08%
	グループ分けは「要管理先」と「其他要注意先」に区分し、後者をさらに財務内容や与信状況等を勘案して細分化 大口の要管理先についてはDCF法による引当を実施	12.41% (DCF法対象先は除く)
破綻懸念先	個々の債務者ごとに分類された分類額(担保・保証などによる回収が見込まれない部分)のうち必要額を算出し、個別貸倒引当金を計上	非保全部分に対して93.0%
実質破綻先	個々の債務者ごとに分類された分類額(回収不能または無価値と判定される部分)は税法基準で無税償却適状となっていなくとも原則財務会計上すべて直接償却し、分類額は全額個別貸倒引当金を計上	非保全部分に対して全額償却もしくは引当
破綻先		

信用リスクの計量化

信用リスクについては、各種のシーリング制度や案件ごとの審査を通じて過度な個社・業種、商品などへの集中を抑制するように、バランスのとれたポートフォリオマネジメントを行っているほか、統計的な手法を用いてリスク量を計測する取り組みを進めています。

信用リスクの計測手法

信用リスクとは、取引先の経営状態が悪化することなどによる社債の市場価値の減価、貸出金の

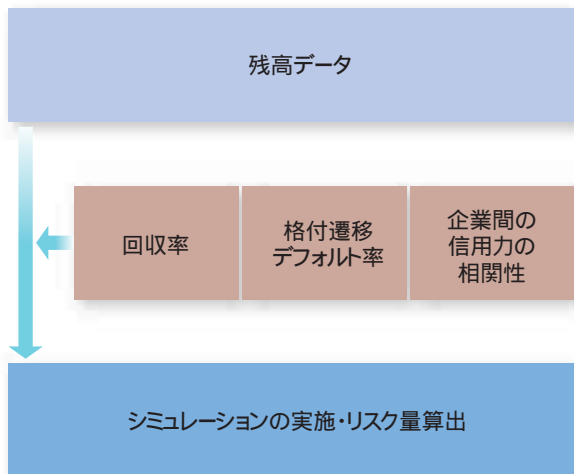
延滞や返済不能により発生する信用供与額の経済的損失を意味し、当金庫ではこのような信用リスクの計量化を行っています。

信用リスクの計量化は、貸出金、保証、外国為替、社債などの有価証券に加えスワップ取引などのオフバランス取引も対象としています。

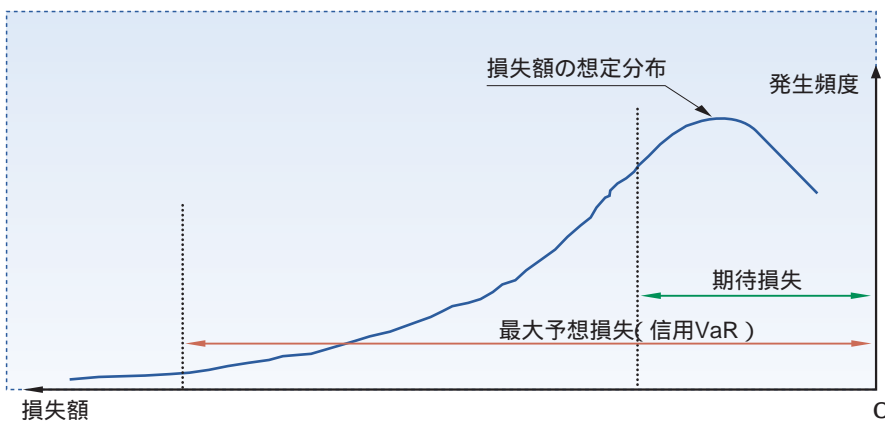
これらの与信額に対して、過去の実績や将来の見通しを踏まえて定める格付の遷移率(ある格付から別の格付に移行する確率)、格付別のデフォルト率、倒産などの場合の回収率、業種相関などのデータを用いて、取引先や商品の格付変動、デフォルトなどが発生するシナリオを数万パターンにわたってシミュレーションし、発生する可能性のある損失額の分布を算出します。

この損失額については、今後1年間で発生が見込まれる損失額の平均値である「期待損失」と、シミュレーション上では最悪の状況で発生する可能性がある「最大予想損失」の2つのリスク量を算出し、配賦されたリスクキャピタルに対する使用状況のモニタリングやリスクに対する収益性のチェックに利用しています。

信用リスク量算出イメージ



信用リスク計量化モデルのイメージ



計量化モデルによって当該ポートフォリオの想定される損失額の分布状況を把握し、これをもとに平均損失、信用VaR(バリュエーション・リスク)等のリスク指標が算出される。

■ 市場リスク管理

当金庫では、金利リスク、株式リスクを含む市場リスクを極めて重要な収益源と位置付け、主体的にリスクテイクを行うことにより効率的なポートフォリオを構築し、安定的な収益の確保を目指しています。リスクテイクを行うにあたっては、市場ポートフォリオ全体のリスク量、各アセットクラス間のリスク・リターン、アセットクラス間の相関等を踏まえ、市場ポートフォリオ全体のリスクバランスに配意した国際分散投資を基本とし、財務の状況、市場環境などに応じて、アロケーションを行っています。また、リスクマネジメントの実効性を担保するために、市場取引業務の遂行にあたっては、アロケーション方針などの決定（企画）取引の執行、およびリスク量などのモニタリングを、それぞれ分離・独立して行っています。具体的には、全体の統括的なリスク管理は統合リスク管理会議、アロケーション方針は「市場ポートフォリオマネジメント会議（議長：企画管理部担当理事）」執行はフロントセクション、モニタリングはミドルセクションが担当し、市場ポートフォリオマネジメントにかかる運営状況（市場概況、市場ポートフォリオマネジメント会議の主要決定事項、市場ポートフォリオの概況、当面の市場運用の考え方など）について、毎月、理事会に報告する体制をとっています。

今後も人員、システム面およびリスク量分析などの技術面での一層の充実を図り、リスク管理の一層の高度化に努めます。

市場ポートフォリオ

バンキング業務のうち、有価証券などによる市場ポートフォリオはその重要性に鑑み、特に市場リスクを重点的に分析・管理しています。

当金庫における市場リスク管理の基本は、エコノミックキャピタル管理です。市場ポートフォリオにかかるリスク管理は、エコノミックキャピタル管理において市場リスクに配賦されるリスクキャピタルの範囲内において、その効率的な活用を志向し、経済・金融環境に応じてアセットクラス

ごとのリスクバランスを調整し、効率的なポートフォリオの構築を目指すとともに、財務の状況に応じてポートフォリオ全体のリスクバランス・資金収支レベルなどをコントロールすることを基本としています。具体的には、ミドルセクションが計測するポジション量、VaR（バリュー・アット・リスク）、BPV（ベシス・ポイント・バリュー）などのリスク指標、アセットクラス間の相関データなどをもとに、市場ポートフォリオの状況を確認し、マクロ経済分析、市場分析などをベースとした経済・金融見通し、収支レベル、含み損益、自己資本比率などのシミュレーションを含めた財務の状況などを総合的に勘案し、市場ポートフォリオ全体のリスクバランスをコントロールしています。

主要なフレームワークは以下のとおりです。

【意思決定】

市場取引についての重要な意思決定は、経営レベルで行います。経営層で構成される市場ポートフォリオマネジメント会議において、関係部長を含めて市場取引にかかる具体的方針などについて検討・協議のうえ、意思決定を行います。

意思決定に際しては、市場動向・経済見通しなどの投資環境分析に加え、当金庫の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMも十分に考慮のうえ、判断を行っています。市場ポートフォリオマネジメント会議は、原則として月に1回（実績としては、ほぼ毎週）開催するほか、市場動向などに柔軟に対応すべく必要に応じて随時開催しています。また、市場動向に関する日常的な情報交換を緊密に行うことを目的として、関係役員および部長による情報連絡会を毎週開催し、適切な判断を迅速に行うための情報・認識共有を行っています。

【執行】

フロントセクションは、市場ポートフォリオマネジメント会議などで決定された方針に基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを執行します。これらの執行を担当する部署であるフロントセクションは、効率的な執行を行うとともに常に市場

動向を注視し、新たな取引方針などについての提案を行います。

【 モニタリング 】

市場ポートフォリオマネジメント会議などで決定された方針に基づき、フロントセクションが適切な執行を行っているかどうかをチェックし、リスク量などの測定を行うのがモニタリング機能です。この機能はリスク評価部が担っており、日次ベースを中心とするモニタリング結果はその内容に応じて定期的に経営層まで報告されます。報告されたモニタリング結果は、市場ポートフォリオマネジメント会議などにおけるポートフォリオのリスク状況の確認および今後の具体的方針検討のための基本資料として活用します。

【 アラームシステム 】

市場ポートフォリオに関しては、その評価損益水準の低下に対して警告を発する2種類の仕組みを設けています。一つは、規制資本におけるチェックポイントで、一定の自己資本比率の維持を目的としています。チェックポイントについては「自己資本充実度の評価」(19~20ページ参照)に記載しています。

もう一つの仕組みとして、相場が短期間で一定以上急変した場合にはアラームが発出され、市場ポートフォリオマネジメント会議において、規制資本、エコノミックキャピタルの状況も踏まえつつ、市場環境のレビュー、運用方針などの再点検、対応策の協議を行うこととしています。

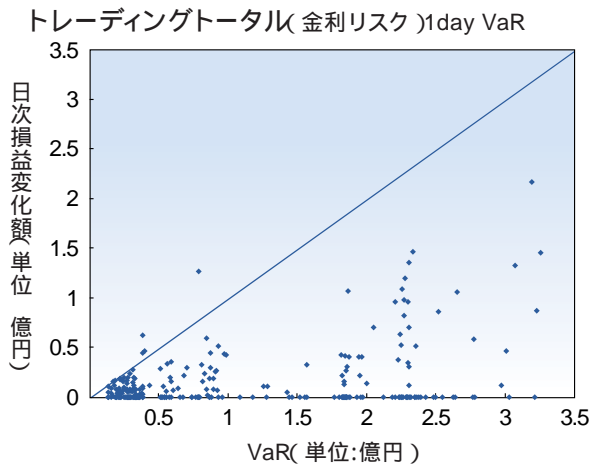
こうした仕組みにより、迅速かつ的確なリスク管理に努めていますが、今後もより一層高度な管理体制の構築に向けた取組みを進めていきます。

トレーディング業務

市場の短期的な変動などを収益化するために取り組んでいるトレーディング業務については、売買執行にあたるフロントセクションは他の取引を行うセクションと明確に組織区分されています。また、フロントセクションがリスク対リターン観点からあらかじめ定められたポジション枠や損失枠などの範囲内で取引を行い、目標収益の達成を目指します。

トレーディング業務のリスク管理については、エコノミックキャピタル管理を中心とする市場リスク全体のリスク管理の枠組みの中で統合的なリスク管理を行っています。リスク管理にかかる手続としては、特定取引勘定の売買執行にあたるフロントセクションと銀行勘定の取引を行うフロントセクションとを明確に組織区分したうえで、半期毎に目標収益・ポジションリミット・ロスリミットなどをあらかじめ設定し、フロントセクションが当該リミットの範囲内で目標収益の達成を適切に行っているかについて日次でモニタリングを行っています。

ポジションや損失などがあらかじめ設定した水準を超えた場合には、ミドルセクションからフロントセクションに対して警告が発せられ、改善策の策定・取引量の縮小・取引停止などの対応をフロントセクションに対して指示することとしています。



バックテストの結果 平成19年3月30日を含む直近250営業日のうち日次損益のマイナスの変化額がVaR(1day)を超過した回数は4回でした。このうち3回は市場の特殊要因等に起因すると認められたものであり、モデル自体に起因する超過ではなく、当内部モデルは前提とする確率内(片側99%)において妥当であることが実証されています。

トレーディング部門
金利リスクVaR(1day)の推移

	VaR(億円)
平成18年 6月30日	0.3
9月29日	2.6
12月29日	2.2
平成19年 3月30日	0.3

【リスクの計測手法】

当金庫では、BPV(ベース・ポイント・バリュー)・SPV(スロープ・ポイント・バリュー)・オプション性リスクパラメーターおよびVaR(バリュー・アット・リスク)によりリスク量を計測し、リスクリミットに対する監視を行っています。

また、リスク量計測に用いる内部モデルについては、分散共分散法モデルを採用しており、片側99パーセントの信頼区間、保有期間10営業日のVaR(バリュー・アット・リスク)を日次で算出しています。当該内部モデルは自己開発したもので、ミドル部門による自己検証のほか、内部監査部署に

よる監査および外部監査法人による定量的・定性的検証により、その妥当性にかかる検証を定期的に行っており、新しい金融技術・情報技術を活用し計測手法の一層の高度化を図っています。

内部モデルの妥当性を検証するため、内部モデルによって算出されたリスク量と、実際の損益の変動値を日次で比較し(バック・テスト)、モデル自体の要因により一定以上の乖離が見られた場合は、要因分析の結果などを踏まえ、必要に応じて内部モデルを見直すこととしています。また過去5年間の金利の最大変化など、市場の急激な変動を仮定した複数のシナリオに基づくストレステストを月次で実施しており、当該テスト結果がトレーディング部門の最大許容損失額の範囲内であるか、所要自己資本の範囲内であるかなどについても、月次でモニタリングを行っています。

用語解説

BPV(ベース・ポイント・バリュー)

現在のポジション保有状況で金利が0.01%変化した場合のポジション価値変化額のことです。当金庫では、イールドカーブが平行移動した場合の影響を把握する指標として、トータルデルタを用いています。

SPV(スロープ・ポイント・バリュー)

イールドカーブが非平行移動した場合の影響を勘案するための指標です。イールドカーブのグリッドごとのBPV絶対値を合計したもので、各グリッドの金利がすべてポジションに損失を及ぼす方向へ0.01%変化した場合のポジション価値変化額のことです。

オプション性リスクパラメーター

債券オプション等の金融商品では、その基準となる金利等の指標の水準や変動性(ボラティリティ)と連動してポジション量や価値が変化する、というオプションに特有なリスク特性がみられます。当金庫では、こうした連動性・感応度を評価する指標として、デルタ(指標の水準変動に対する価値変化の割合)、ガンマ(水準変動に対するポジション量変化)、ベガ(ボラティリティ変動に対する価値変化)等を用いています。

VaR(バリュー・アット・リスク)

一定の保有期間、一定の信頼区間のもとで被る可能性のある最大損失額のことです。当金庫では、保有期間1営業日と10営業日、信頼区間片側99%(変動幅2.33標準偏差)のVaRを分散共分散法により算出しています。

■ 流動性リスク管理

当金庫では、流動性リスクを「市場環境の急激な変化などによりポジションを迅速かつ適正な価格で構築または解消できないリスク（市場流動性リスク）および「手許資金が減少し取引の決済に支障をきたす場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被る場合のリスク（資金繰りリスク）」と定義し、「流動性リスク管理要綱」を定めて適切なマネジメントに努めています。

市場流動性リスクについては、投資判断を行ううえでの重要なファクターと位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、具体的な投資戦略の策定の際にも市場流動性リスクを考慮した検討を行っています。

また、資金繰りリスクについては、そのマネジメントが業務継続、ポートフォリオの安定的な運営を行ううえでの前提となるため、運用・調達ともに通貨ごと、商品ごと、拠点ごとの管理を行い、日次・月次ベースでの資金計画を作成し、市場動向に留意しながら安定的な流動性の確保に努めています。

■ オペレーショナル・リスク管理

当金庫では、業務を遂行する際に発生するリスクのうち、収益発生を意図し能動的に取得する市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクを除いたその他のリスクを「オペレーショナル・リスク」と定義し、「オペレーショナル・リスク管理要綱」を定めて管理しています。

オペレーショナル・リスク管理は、受動的に発生する事務・システム・法務などの各種リスクに優先順位をつけて対応することで、有限な経営資源の合理的な配分を可能とし、本源的に収益を生まないタイプのリスクの発生可能性、想定損失額を極小化することを目的としています。

具体的な管理にあたっては、リスクの発生そのものが統制活動の対象となるリスクと、リスク発生後の対応が統制活動の対象となるリスクとに大別し、リスク特性や統制の有効性などに応じた、個別の管理規定による管理を行っています。

さらに、新BIS規制におけるオペレーショナル・リスクの定義を踏まえ、事務リスク、法務リスク、システムリスク、人的リスクおよび有形資産リスクの5つのリスク種類については、個別の管理に加えて、以下の、損失情報の収集・分析やRCSA（Risk & Control Self Assessment）といった共通の管理手法を適用し、総合的なオペレーショナル・リスク管理を行っています。

顕在化したリスクを捕捉し対応策を講じるための損失情報の収集・分析

当金庫内で発生した事故・事務ミス・システム障害など顕在化したオペレーショナル・リスク損失情報を収集し、分析する。

潜在的なリスクおよびコントロール（統制）の状況に関するRCSAの実施

個々の業務の担当部署が自ら、業務プロセスなどに内在するリスクおよび当該リスクに対するコントロールを識別・特定し、残存するリスクおよびコントロールの有効性などを分析・評価し、改善を要する事項を洗い出す手法であるRCSAを実施する。

これらの手法により、網羅的に特定、分析された損失情報およびリスク評価結果および要改善事項については、経営層に報告されるとともに、オペレーショナル・リスク管理計画やシステムリスク管理計画および事務リスク管理計画などに反映させることで、リスクの管理・削減に活用しています。

オペレーショナル・リスク管理計画などは、経営層で構成されるオペレーショナル・リスク管理協議会の審議を経て、理事会で決定されます。

計画に定めた取組みが適切に実施されているかなどの管理状況については、オペレーショナル・リスク管理の統括部署である統合リスク管理部がモニタリングを行うとともに、オペレーショナル・リスク管理態勢についても内部監査部署である業務監査部が検証を行うこととしており、オペレーショナル・リスク管理の実効性を高めるための取組みを実施しています。

なお、当金庫における新BIS規制上のオペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する方法は、粗利益配分手法を採用しています。

事務リスク管理

当金庫では、事務リスクを「業務の過程または従業員の活動が不適切であることにより損失が発生するリスクであり、具体的には、手続に定められたとおり事務処理を行うことを怠る、あるいは事故・不正などを起こすことにより損失を被るリスク、実務規定の整備が不十分あるいは規定する業務プロセス自体に不備があり、適切な処理が行われないリスク」と定義し、「事務リスク管理要綱」を定めて管理しています。

具体的には、プロセスリスクRCSAの結果および事故・事務ミスなどにかかる損失情報の収集・分析結果を踏まえ、リスク削減策や管理高度化にかかる事務リスク管理計画を策定し、その進捗状況を定期的に経営層に報告しています。

合わせて個別の事故・事務ミスの再発防止策の策定、事務手続の整備、自己検査・自主点検、各種研修の実施等の継続的な取組みにより、リスク顕在化防止に努めています。また、信農連との経営統合など、業務プロセスや事務手続に影響を与える重要な環境変化に適切に対応することで、事務リスク管理に十全を期しています。

法務リスク管理

当金庫では、法務リスクを「経営判断や個別業務の執行において、法令違反や不適切な契約締結などに起因し、損害が発生したり、取引上のトラブルが発生するリスク」と定義し、「法務リスク管理要綱」を定めて管理しています。

当金庫は、従来からの金融サービスに加え、系統信用事業の組織整備、新しい金融サービスの提供や投資業務に積極的に取り組むなかで、法務リスク管理を全部店で管理すべき重要な経営課題の一つと位置付け、管理の高度化に努めています。

具体的には、業務に関係する法令を各所管部・業務別にデータベース化し、法令の制定改廃状況の把握と業務への迅速・正確な反映ができるように努めています。また、個別案件のリーガルチェックや契約書作成・審査については、法務担当部署が関係各店を十全にサポートするとともに、コンプライアンス統括部署との連携も深め、法務リスクの極小化を図るように努めています。

システムリスク管理

システムリスク管理については、社会インフラとしての金融サービスの安定的な提供という使命に加えて、個人情報保護や、偽造・盗難キャッシュカード対策などを背景とした情報セキュリティ上の視点からも、より高度な対応を求められるようになっていきます。また、新BIS規制のオペレーショナル・リスク管理や、いわゆる日本版SOX法への

備えとしても、情報システムにかかる内部統制の高度化が必要となっています。

すべての重要なシステムを対象として、FISC（金融情報システムセンター）安全対策基準などに基づく網羅的なアセスメントによるリスク評価を実施するとともに、「システムリスク管理計画」を策定・実行することにより、継続的に高度化への整備を実行しています。

当金庫では、金融機関に対する社会的要請を背景として、継続的にシステムリスク管理態勢を見直すとともに、「システムリスク管理要綱」をはじめとする各種の規定・手続などを整備し、一層の内部統制強化に努めています。

連結子会社における リスク管理について

当金庫の連結対象子会社は、「グループ会社運営・管理規則」の運営の中で管理しており、当金庫のリスクマネジメント基本方針を踏まえ、各社ごとの業務内容やリスク特性を勘案して実効性のある管理方針・フレームワークを各社自ら整備する旨、リスクマネジメント基本方針にて定めています。これを受け、各連結対象子会社は当金庫と協議の上、各社のリスク特性に応じて、管理を要するリスク、リスク管理の枠組・体制などを各社のリスク管理にかかる基本方針において定めています。

具体的には農中信託銀行(株)および協同住宅ローン(株)などにおいては、市場、信用、流動性、オペレーショナルの各リスク、それ以外の各社においてはオペレーショナル・リスクに分類される内容を管理しています。また、連結対象子会社に所在するリスクを統合的に評価・計測する体制については、現在当金庫単体ベースで行っているエコノミックキャピタル管理の連結ベースへの移行を目指し、連結ベースでのリスク量が連結ベース Tier 自己資本の範囲内であることのモニタリン

グを平成18年度下期に導入しています。さらに、当金庫で子会社を総括する総合企画部グループ戦略室では、当金庫グループとしてのリスク管理・コンプライアンスの徹底などを図るため、統合リスク管理部および関係部と適宜連携しつつ、日常管理を実施しており、必要に応じてグループ会社の経営トップ層や実務者を対象とした諸会議などを開催しています。連結対象子会社のリスク管理態勢、業務運営については、子会社等業務監査規則に基づき、当金庫の業務監査部が監査を行うほか、外部監査も定期的を実施しています。

以上の取組みを通じて、当金庫はグループ全体のリスク管理の高度化に努めています。